公取委・裁判所がいかなる判断をしているかを 300を超える事例から読み解く!

独占禁止法•下請法

-豊富な事例で分かる違反行為の判断基準と実務上の留意点-

[監修] 鈴木 満 [編著] 神奈川県弁護士会独占禁止法研究会 A5判/680頁 定価:本体4.800円+税

独占禁止法

豊富な事例で分かる

違反行為の判断基準と 実務上の留意点



第一法規

多くの判審決事例を 知ることができる 独禁法・下請法に携わる 実務家の必携書!

本書の特色

- 公取委・裁判所の判断の積み重 ねである、300件を超える独占 禁止法と下請法の違反事例(判 例・審決)を各条ごとに紹介!
- 違反事例を「事案の概要」「争 点 | 「裁判所と公取委の判断 | 「実務上の留意点 |の項目別に
- ◆「実務上の留意点」から、法解 釈では把握しにくい 違反行為 の判断基準が分かる、弁護士 のための実務解説書!



『論点体系 独占禁止法』[編著]白石忠志 多田敏明 も好評発売中!



独禁法・下請法に携わる実務家の必携書!

目次

第1部 独占禁止法

第1章 総則(第1条~第2条第9項第6号)

コラム①・・・・戦前の我が国経済と独禁法の制定

コラム②・・・・入札談合は二段階のカルテル

コラム③・・・・不当な取引制限の成立時期

コラム④・・・・「行政指導」と不当な取引制限の成否

コラム⑤・・・・中部読売新聞社不当廉売事件・余話

第2章 私的独占及び不当な取引制限(第3条~第7条の2第18項)

第3章 事業者団体(第8条~第8条の3)

第4章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け (第9条~第18条)

第5章 不公正な取引方法(第19条~第20条の7)

第6章 適用除外(第21条~第23条)

第7章 差止請求及び損害賠償(第24条~第26条)

第8章 公正取引委員会

第1節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等(略)

第2節 手続(第45条~第70条の5)

コラム⑥・・・・導入された確約手続

第3節 雑則(第71条~第76条)

コラム⑦・・・・「告発基準」誕生秘話

第9章 訴訟(第77条~第88条)

第10章 雑則(略)

第11章 罰則(第89条~第100条)

コラム⑧・・・・継続犯か状態犯か

第12章 犯則事件の調査等(第101条~第118条)

第2部 下請法(概説·第1条~第12条)

事項索引/判例·審決索引

■ 第2条第9項第2号 「不当な差別対価」

平成 21 年改正前において、不当な差別対価はすべて一般指定 3 項に定め られていたが、同改正により、商品・役務の継続的な供給に関する場合が2 条9項2号に昇格する形で定められ、繰り返すことなどを要件に課数金納付

不当な差別対価のうち、継続的に商品・役務の供給を行 2号に定められており、それ以外の不当な差別対価について に定められている。前者と後者の文言を対比すると、継続 「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」 も異なっている。 地域ごとに又は相手方ごとに販売価格に差をつけることF

の原則に属し何ら問題とされないが、次の①から③のように けることによって競争の減殺を招く場合は、不当性ありとし ることとなる。

1 自己の競争者の事業活動を困難にさせるおそれがある場

コラム④ >>> 中部読売新聞社不当廉売事件・余話

中部読売新聞社事件(東京高決昭和50・4・30 審決集22巻301 頁、 高裁民集28巻2号174頁(27486753))(事例52、97頁)は、不

当廉売事件のリーディングケースとして独禁法専門家の間ではよく知ら 1ている。この事件にまつわるエピソードを、薄れつつある記憶を辿り

を進めることとされ、筆者が現場責任者(キャップ)として重責を担う

この事件の中心人物はT氏であり、同氏を除いてはこの事件を摂れな

こととなった。
この解作の中心人物は「Eであり、同氏を除いてはこの解件を摂れな
い、それかえ、解析はこの解作の本質を知る上で必要がと考え、「氏とい
う知を複数型的に関する。
では、新期間形化主の長男として生まれ、大学卒業後、記者として読 実施制能化入社する。その後、彼は、例社を選集して不能産会社を設立 あり、温歌、新期間形の主の長男として生まれ、大学卒業後、記者として読 売が、温味・「施物販売の沖縄」とからまでは、所に必然の時間解析 (18) と思い傾けりを持ち、裁和 27 年、当時は異なのプロック域であっ の情報物の大塩配料にが、所立の時点とって大法魔をする。 地形で側が がなる予まで大阪連出に成りしたか、その「手法」は 24 年本・開発 間報金 予切組合せを記する、近日を日、1739年)に対して持つまでしる。 その「手法」とは、①授金報酬社とは直接関係のない「モが大坂にま 字印刷合せを記する。近日を日、近日が大阪にま 字印刷合せを記する。近日を日、近日にから取り下の 1700分の「原本新機」を包括(280円)の平線以下の130円で移行す る、心体板と同程度の検定部域(50円が開め、11回、上に別様で発行 を変表所「風味の検定を対する。というものである。 ただし、自然の必須をがこれを予二機体と記述したのは解的 30年であり、誘発解的大阪に進出した報和 27年にはこの規則は存在 しなかったか多数別権を表する「解析的事業記』が創建したのは知り 20年であり、誘発解的大阪に進出した報和 27年にはこの規則は存在 しなかったか多数別権として開催されるおそれはなかったの場所が

これに該当する決定例として、北国新聞社が、石川県と富山県とで、題号 のほかは同一の新聞の定価(購読料)に50円の差額を設けて販売している 行為が新聞業特殊指定に当たるとした第2次北国新聞社事件(事例50)が

事例50 第2次北国新聞社事件(東京高決昭和32・3・18行裁例集8

第2条第9項第3号

日刊新聞の発行販売を楽とする北国新聞社は、石川県を主たる販売地 はレニーナル回転間を空価 23n 田平発行販売する一方で、富山県を主たる

の発行または販売を業とする者が、直 、地域または相手方により異なる定値 に該当1.. 不公正な取引方法と

国新聞と富山新聞は同一の新聞ではな

新聞といえるか。

旨は新聞の発行又は販売を業とする 、地域又は相手方により定価を異に 趣旨は新聞の発行又は販売を業とする き、地域又は相手方により定価を異に なる定価の付せられた二個の新聞が本 定価を付すべきものであることを前提

独占禁止法』も好評発売中! 『論点体系

お試し読み・お申し込みはコチラ 独禁法判断基準 第一法規 <クレジットカードでもお支払いいただけます>

検 索 CLICK!